

社会福祉法人光禅会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光禅会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤の理事で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤の役員に準じて報酬等を支給する。
- 3 非常勤の役員については、業務に応じ、別表1に定める報酬等を支給する。
- 4 評議員については、業務に応じ、別表1に定める報酬等を支給する。
- 5 役員等からの申出があれば、無報酬とすることができる。

(費用等の支給)

第4条 役員等が職務のために出張した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤の役員、評議員に対する報酬等は、別表1に定める必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、令和5年6月17日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額	年間総額
評議員会への出席	3,110 円	50,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤(行事への参加は除く)	3,110 円	

※評議員からの申出があれば、無報酬とすることが出来る。

(2) 理事

	日額	年間総額
理事会等会議への出席	5,340 円	200,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤(行事への参加は除く)	3,110 円	

※理事からの申出があれば、無報酬とすることが出来る。

(3) 監事

	日額	年間総額
理事会等会議への出席	5,340 円	100,000 円
監事監査、指導監査への出席	3,110 円	
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤(行事への参加は除く)	3,110 円	

※監事からの申出があれば、無報酬とすることが出来る。